

予算の要領の公表

宮 崎 県

平成25年度宮崎県一般会計予算

平成25年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 566,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 78,870,000
	1 県 民 税	29,514,566
	2 事 業 税	12,618,944
	3 地 方 消 費 税	8,981,053
	4 不 動 産 取 得 税	1,948,077
	5 県 た ば こ 税	1,466,199
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	468,754
	8 自 動 車 税	13,253,765
	9 鉱 区 税	6,660
	11 自 動 車 取 得 税	1,166,538
	12 軽 油 引 取 税	9,196,646
	13 狩 猟 税	50,522
	14 産 業 廃 棄 物 税	198,276
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	
1 地 方 消 費 税 清 算 金		20,928,277
3 地 方 譲 与 税		16,081,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,375,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	137,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	161,000
	5 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	13,408,000

款	項	金 額
4 地 方 特 例 交 付 金		千円 250,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	250,000
5 地 方 交 付 税		183,503,000
	1 地 方 交 付 税	183,503,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		575,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	575,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,637,081
	1 分 担 金	58,750
	2 負 担 金	2,578,331
8 使 用 料 及 び 手 数 料		7,820,817
	1 使 用 料	5,062,781
	2 手 数 料	56,288
	3 証 紙 収 入	2,701,748
9 国 庫 支 出 金		79,395,384
	1 国 庫 負 担 金	41,500,451
	2 国 庫 補 助 金	35,917,859
	3 委 託 金	1,977,074
10 財 産 収 入		1,032,418
	1 財 産 運 用 収 入	745,260
	2 財 産 売 払 収 入	287,158
11 寄 附 金		50,000
	1 寄 附 金	50,000

一般会計

款	項	金額
12 繰入金		千円 46,829,970
	1 特別会計繰入金	811,632
	2 基金繰入金	45,418,338
	3 公営企業借入金	600,000
14 諸収入		54,101,853
	1 延滞金、加算金及び過料等	159,500
	2 県預金利子	8,439
	3 貸付金元利収入	45,396,503
	4 受託事業収入	971,386
	5 収益事業収入	3,162,927
	7 雑入	4,399,257
	8 利子割精算金収入	3,841
15 県債		74,025,200
	1 県債	74,025,200
歳入合計		566,100,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,115,863
	1 議 会 費	1,115,863
2 総 務 費		28,535,199
	1 総 務 管 理 費	10,949,186
	2 企 画 費	7,356,053
	3 徴 税 費	3,446,134
	4 市 町 村 振 興 費	2,086,863
	5 選 挙 費	714,954
	6 防 災 費	3,273,254
	7 統 計 調 査 費	362,989
	8 人 事 委 員 会 費	147,469
	9 監 査 委 員 費	198,297
3 民 生 費		79,731,426
	1 社 会 福 祉 費	57,774,568
	2 児 童 福 祉 費	17,817,567
	3 生 活 保 護 費	4,049,635
	4 災 害 救 助 費	89,656
4 衛 生 費		18,876,797
	1 公 衆 衛 生 費	4,161,214
	2 環 境 衛 生 費	4,175,040

一般会計

款	項	金額
	3 保 健 所 費	千円 1,733,533
	4 医 藥 費	8,807,010
5 勞 働 費		3,530,302
	1 勞 政 費	2,499,005
	2 職 業 訓 練 費	915,929
	4 勞 働 委 員 会 費	115,368
6 農 林 水 産 業 費		54,673,467
	1 農 業 費	10,360,157
	2 畜 産 業 費	4,193,262
	3 農 地 費	14,288,447
	4 林 業 費	20,314,861
	5 水 産 業 費	5,516,740
7 商 工 費		44,949,642
	1 商 業 費	41,085,003
	2 工 鉱 業 費	2,869,434
	3 観 光 費	995,205
8 土 木 費		62,493,581
	1 土 木 管 理 費	3,515,118
	2 道 路 橋 梁 費	33,541,941
	3 河 川 海 岸 費	14,030,562
	4 港 灣 費	6,205,368
	5 都 市 計 画 費	2,786,046

款	項	金額
	6 住宅費	千円 2,414,546
9 警察費		27,177,634
	1 警察管理費	23,808,215
	2 警察活動費	3,369,419
10 教育費		114,406,694
	1 教育総務費	21,849,805
	2 小学校費	35,529,174
	3 中学校費	23,608,120
	4 高等学校費	20,451,005
	5 特別支援学校費	8,312,832
	6 社会教育費	2,103,534
	7 保健体育費	1,552,001
	8 大学費	1,000,223
11 災害復旧費		15,375,120
	1 農林水産施設災害復旧費	6,069,225
	2 土木施設災害復旧費	9,120,495
	3 文教施設災害復旧費	92,700
	4 県有施設災害復旧費	92,700
12 公債費		94,270,466
	1 公債費	94,270,466
13 諸支出金		20,863,809
	2 地方消費税清算金	8,874,676

一般会計

款	項	金額
	3 利子割交付金	千円 210,155
	4 配当割交付金	141,065
	5 株式等譲渡所得割交付金	31,098
	6 地方消費税交付金	10,501,439
	7 ゴルフ場利用税交付金	328,128
	8 自動車取得税交付金	775,748
	9 利子割精算金	1,500
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		566,100,000

第2表 債務負担行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(税 務 課)		
自動車税納税通知書等印字・封入封緘委託業務	平成25年度から平成26年度まで	15,655
(消防保安課)		
新総合防災情報ネットワーク整備事業(多重無線設備整備工事)	平成25年度から平成26年度まで	1,675,659
(環境森林課)		
平成25年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成25年度から平成45年度まで	借入額 895,177 利 率 年 2.5%以内 償還期限到来後10ヶ月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
(商工政策課)		
平成25年度設備貸与機関損失補償	平成25年度から平成33年度まで	180,000
平成25年度中小企業融資制度損失補償	平成25年度から平成40年度まで	100,000
(労働政策課)		
離職者等再就職訓練事業	平成25年度から平成26年度まで	63,032
起業支援型地域雇用創造事業	平成25年度から平成26年度まで	200,000
(地域農業推進課)		
平成25年度に社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成25年度から平成36年度まで	借入額 307,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元金及び遅延損害金に相当する額

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(営農支援課)		
平成25年度みやざき農業振興投資資金 利子補給・助成	平成25年度から 平成46年度まで	707,295
平成25年度みやざき農業振興負債整理 資金利子補給	平成25年度から 平成41年度まで	25,301
平成25年度みやざき農業振興災害・経 済変動等資金利子補給	平成25年度から 平成31年度まで	24,375
(農村整備課)		
県営広域営農団地農道整備事業 (西臼杵5期)	平成25年度から 平成27年度まで	2,200,000
(水産政策課)		
平成25年度漁業近代化資金利子補給	平成25年度から 平成41年度まで	157,493
平成25年度漁業経営維持安定資金利子 補給	平成25年度から 平成41年度まで	9,091
(畜産課)		
平成25年度に金融機関が公益社団法人 宮崎県農業振興公社に公共畜産環境総 合整備事業資金及び公共畜産基盤再編 総合整備事業資金を融資したことによ って損害を受けた場合の損失補償	平成25年度から 平成27年度まで	借入額 145,000 利 率 年 3.5%以内 最終償還期限に弁済してい ない元利金合計額及び遅延 損害金に相当する額
平成25年度畜産特別資金融通助成事業 利子補給	平成25年度から 平成50年度まで	14,300
(道路建設課)		
公共道路新設改良事業費 一般県道飯野松山都城線地域連携推進 事業(梅北橋上下部工)	平成25年度から 平成26年度まで	250,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道日南志布志線社会資本整備 総合交付金事業(仮屋橋上下部工)	平成25年度から 平成26年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 一般県道木場吉松えびの線社会資本整 備総合交付金事業(彦川橋仮橋賃料・ 保守点検)	平成25年度から 平成27年度まで	10,000
公共道路新設改良事業費 国道219号社会資本整備総合交付金事 業(新広河原橋上部工)	平成25年度から 平成26年度まで	250,000

事 項	期 間	限 度 額
公共道路新設改良事業費 国道 219号社会資本整備総合交付金事業 (小春1号橋A1下部工)	平成25年度から 平成26年度まで	千円 150,000
公共道路新設改良事業費 国道 219号社会資本整備総合交付金事業 (小春1号橋A2下部工)	平成25年度から 平成26年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 国道 219号社会資本整備総合交付金事業 (小春第1トンネル)	平成25年度から 平成27年度まで	1,200,000
公共道路新設改良事業費 国道 503号社会資本整備総合交付金事業 (匹谷橋上下部工)	平成25年度から 平成26年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道北川北浦線社会資本整備総合交付金事業 (下塚橋上下部工)	平成25年度から 平成26年度まで	100,000
(道路保全課)		
沿道修景美化推進対策費 (沿道修景維持管理委託)	平成25年度から 平成26年度まで	170,000
沿道修景美化推進対策費 (沿道修景植物育成苗ほ管理業務委託)	平成25年度から 平成26年度まで	38,000
(河 川 課)		
ダム施設整備事業費 立花ダム堰堤改良事業 (ダム管理用コンピュータ更新工事)	平成25年度から 平成26年度まで	190,000
公共河川事業費 山田川総合流域防災事業 (物件補償)	平成25年度から 平成26年度まで	110,000
公共河川事業費 横市川総合流域防災事業 (出水橋上部工)	平成25年度から 平成26年度まで	30,000
(砂 防 課)		
公共砂防事業費 障害防止事業 (川北川砂防工)	平成25年度から 平成26年度まで	83,000
(都市計画課)		
土地区画整理事業費 (日向市駅周辺)	平成25年度から 平成28年度まで	129,700
(建築住宅課)		
平成25年度公営住宅建設費	平成25年度から 平成26年度まで	303,000

事 項	期 間	限 度 額
<p>(警察本部)</p> <p>平成25年度警察共済組合宮崎県支部交番、駐在所借家料</p>	<p>平成25年度から平成36年度まで</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">78,706</p>

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石綿健康被害救済基金拠出金	千円 13,800	証書借入又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	% 9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
携帯電話等エリア整備事業	11,900			
防災行政無線整備事業	1,536,300			
山地治山事業	1,393,700			
林道事業	741,800			
農地防災事業	500,300			
土地改良事業	1,755,400			
漁港事業	766,500			
河川事業	3,776,300			
砂防事業	1,683,100			
港湾事業	2,345,000			
道路橋梁事業	8,287,300			
高速自動車国道建設事業	2,250,600			
臨時県道整備事業	1,244,000			
地域づくり関連道路整備事業	645,800			
公営住宅建設事業	632,000			
海岸保全河川事業	170,200			
海岸保全港湾事業	12,300			
海岸保全耕地事業	4,000			
海岸保全漁港事業	32,400			
街路事業	463,200			

一般会計

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園事業	千円 118,200		%	
空港整備対策事業	84,700			
自然災害防止事業	304,000			
臨時河川等整備事業	96,800			
高等学校整備事業	887,700			
交通安全施設整備事業	440,700			
警察施設整備事業	44,400			
災害復旧事業	3,755,800			
退職手当債	2,500,000			
臨時財政対策債	37,527,000			
計	74,025,200			

平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

平成25年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,184千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年 2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

開発事業特別資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 472
	1 財 産 運 用 収 入	472
12 繰 入 金		99,711
	2 基 金 繰 入 金	99,711
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		100,184

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 100,184
	2 企 画 費	100,184
歳 出 合 計		100,184

平成25年度宮崎県公債管理特別会計予算

平成25年度宮崎県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,174,989千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

公債管理

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 94,452,889
	2 基 金 繰 入 金	583,300
	3 一 般 会 計 繰 入 金	93,869,589
15 県 債		14,722,100
	1 県 債	14,722,100
歳 入 合 計		109,174,989
歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		千円 1,334,000
	1 総 務 管 理 費	1,334,000
12 公 債 費		107,840,989
	1 公 債 費	107,840,989
歳 出 合 計		109,174,989

平成25年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成25年度宮崎県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 336,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

母子寡婦福祉資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 678
	3 一 般 会 計 繰 入 金	678
13 繰 越 金		171,770
	1 繰 越 金	171,770
14 諸 収 入		163,980
	2 県 預 金 利 子	11
	3 貸 付 金 元 利 収 入	134,880
	7 雑 入	29,089
歳 入 合 計		336,428

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 336,428
	1 母 子 寡 婦 福 祉 費	336,428
歳 出 合 計		336,428

平成25年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

平成25年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 102,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 100
	1 使 用 料	100
10 財 産 収 入		59,860
	1 財 産 運 用 収 入	1,536
	2 財 産 売 払 収 入	58,324
12 繰 入 金		41,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	41,000
14 諸 収 入		1,520
	2 県 預 金 利 子	10
	7 雑 入	1,510
歳 入 合 計		102,480

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 58,292
	4 林 業 費	58,292
12 公 債 費		44,188
	1 公 債 費	44,188
歳 出 合 計		102,480

平成25年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

平成25年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 168,219千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

拡大造林事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 99,608
	2 財 産 売 払 収 入	99,608
12 繰 入 金		56,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	56,000
14 諸 収 入		12,611
	2 県 預 金 利 子	100
	7 雑 入	12,511
歳 入 合 計		168,219

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 93,656
	4 林 業 費	93,656
12 公 債 費		74,563
	1 公 債 費	74,563
歳 出 合 計		168,219

平成25年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

平成25年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 255,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

林業改善資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 4,306
	3 一 般 会 計 繰 入 金	4,306
13 繰 越 金		48,109
	1 繰 越 金	48,109
14 諸 収 入		202,748
	2 県 預 金 利 子	5
	3 貸 付 金 元 利 収 入	202,666
	7 雑 入	77
歳 入 合 計		255,163

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 255,163
	4 林 業 費	255,163
歳 出 合 計		255,163

平成25年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成25年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,198,362千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

小規模企業者等設備導入資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 12,188
	3 一 般 会 計 繰 入 金	12,188
13 繰 越 金		862,111
	1 繰 越 金	862,111
14 諸 収 入		324,063
	3 貸 付 金 元 利 収 入	324,063
歳 入 合 計		1,198,362

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 1,071,064
	1 商 業 費	1,071,064
12 公 債 費		127,298
	1 公 債 費	127,298
歳 出 合 計		1,198,362

平成25年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

平成25年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

えびの高原スポーツレクリエーション施設

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,120
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,120
歳 入 合 計		1,120

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 1,120
	3 観 光 費	1,120
歳 出 合 計		1,120

平成25年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

平成25年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 324,659千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

県営国民宿舎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 65,000
	2 負 担 金	65,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		18
	1 使 用 料	18
10 財 産 収 入		2,564
	1 財 産 運 用 収 入	2,564
12 繰 入 金		257,077
	3 一 般 会 計 繰 入 金	257,077
歳 入 合 計		324,659

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 15,554
	3 観 光 費	15,554
12 公 債 費		309,105
	1 公 債 費	309,105
歳 出 合 計		324,659

平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計予算

平成25年度宮崎県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 214,083千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第 230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年 2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 40,238
	3 一 般 会 計 繰 入 金	40,238
14 諸 収 入		106,197
	3 貸 付 金 元 利 収 入	106,196
	7 雑 入	1
15 県 債		67,648
	1 県 債	67,648
歳 入 合 計		214,083

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 199,637
	1 農 業 費	199,637
12 公 債 費		14,446
	1 公 債 費	14,446
歳 出 合 計		214,083

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 67,648	証書借入	% 0	<p>起債の日から21年以内において、元金均等により償還する。</p> <p>ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還することができる。</p> <p>その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。</p>
計	67,648			

就農支援資金

平成25年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成25年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 115,683千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

沿岸漁業改善資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 953
	3 一 般 会 計 繰 入 金	953
13 繰 越 金		71,420
	1 繰 越 金	71,420
14 諸 収 入		43,310
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	43,300
歳 入 合 計		115,683

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 115,683
	5 水 産 業 費	115,683
歳 出 合 計		115,683

平成25年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

平成25年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 333,052千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

公共用地取得事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 40,000
	2 財 産 売 払 収 入	40,000
12 繰 入 金		293,040
	3 一 般 会 計 繰 入 金	293,040
14 諸 収 入		12
	2 県 預 金 利 子	12
歳 入 合 計		333,052

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 333,052
	1 土 木 管 理 費	333,052
歳 出 合 計		333,052

平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

平成25年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,832,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

港湾整備事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 422,109
	1 使 用 料	422,109
9 国庫支出金		50,000
	3 委 託 金	50,000
12 繰 入 金		860,241
	3 一 般 会 計 繰 入 金	860,241
15 県 債		500,000
	1 県 債	500,000
歳 入 合 計		1,832,350

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 836,796
	4 港 灣 費	836,796
12 公 債 費		993,554
	1 公 債 費	993,554
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		1,832,350

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
細島港整備事業	千円 500,000	証書借入 又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	500,000			

港湾整備事業

平成25年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

平成25年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 190,038千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

県立学校実習事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 163,924
	2 財 産 売 払 収 入	163,924
13 繰 越 金		26,114
	1 繰 越 金	26,114
歳 入 合 計		190,038

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 190,038
	4 高 等 学 校 費	190,038
歳 出 合 計		190,038

平成25年度宮崎県育英資金特別会計予算

平成25年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,481,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

育英資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 489,893
	3 一 般 会 計 繰 入 金	489,893
13 繰 越 金		446,419
	1 繰 越 金	446,419
14 諸 収 入		545,460
	3 貸 付 金 元 利 収 入	526,296
	7 雑 入	19,164
歳 入 合 計		1,481,772

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 1,481,772
	1 教 育 総 務 費	1,481,772
歳 出 合 計		1,481,772

平成25年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 平成25年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量 495,881,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	4,329,926千円
第1項 営業収益	4,181,319千円
第2項 財務収益	126,388千円
第3項 営業外収益	22,219千円
第4項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	4,176,354千円
第1項 営業費用	3,829,111千円
第2項 財務費用	164,701千円
第3項 営業外費用	132,542千円
第4項 特別損失	0千円
第5項 予備費	50,000千円
収 支 残	153,572千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,027,142千円は、減債積立金 308,341千円、過年度分損益勘定留保資金 1,670,726千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,075

千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	662,343千円
第1項 工 事 負 担 金	11,848千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	1千円
第3項 貸 付 金 返 還 金	650,494千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,689,485千円
第1項 建 設 改 良 費	1,355,715千円
第2項 企 業 債 償 還 金	633,757千円
第3項 貸 付 金	600,000千円
第4項 雑 支 出	13千円
第5項 予 備 費	100,000千円
収 支 残	-2,027,142千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

年割額

事業名 年度	新総合監視制御シ ステム整備事業	計
	千円	千円
平成25年度	0	0
平成26年度	19,890	19,890
計	19,890	19,890

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

年割額

事業名	新総合監視制御シ ステム整備事業	綾北ダムマイクロ 水力発電設備設置	計

年度	工事		
	千円	千円	千円
平成25年度	386,972	8,400	395,372
平成26年度	580,457	80,115	660,572
計	967,429	88,515	1,055,944

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）営業費用
- （2）財務費用
- （3）営業外費用
- （4）特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1）職員給与費 997,534千円
- （2）交際費 300千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

平成25年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 平成25年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 13社
- (2) 年間総給水量 45,485,570m³

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	354,010千円
第1項 営業収益	329,410千円
第2項 営業外収益	24,600千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	326,102千円
第1項 営業費用	306,727千円
第2項 営業外費用	9,375千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	10,000千円
収支残	27,908千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 168,430千円は、減債積立金 300千円、過年度分損益勘定留保資金 165,846千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,284千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	168,430千円
第1項 建設改良費	58,859千円
第2項 企業債償還金	15,044千円
第3項 借入金償還金	84,527千円
第4項 予備費	10,000千円
収支残	-168,430千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

年割額

事業名 年度	新総合監視制御シ ステム整備事業	計
	千円	千円
平成25年度	0	0
平成26年度	263	263
計	263	263

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

年割額

事業名 年度	新総合監視制御シ ステム整備事業	計
	千円	千円
平成25年度	27,000	27,000
平成26年度	40,500	40,500
計	67,500	67,500

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 64,898千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

平成25年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算

（総 則）

第1条 平成25年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間施設利用者数 37,500人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	28,035千円
第1項 営業収益	24,277千円
第2項 営業外収益	3,758千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	25,883千円
第1項 営業費用	24,640千円
第2項 営業外費用	243千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	1,000千円
収支残	2,152千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,331千円は、過年度分損益勘定留保資金43,756千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,575千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	700千円

第1項 出資金返還金	700千円
支 出	
第1款 資本的支出	46,031千円
第1項 建設改良費	33,063千円
第2項 借入金償還金	9,968千円
第3項 予備費	3,000千円
収 支 残	-45,331千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,103千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

平成25年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 1,447床

(2) 年間患者数

 入 院 359,342人

 外 来 355,250人

(3) 一日平均患者数

 入 院 984人

 外 来 1,456人

(4) 主要な建設改良事業

 県立宮崎病院附属棟内部改修工事 177,000千円

 県立3病院設備リニューアル工事 225,000千円

 医療器械等資産購入 3,282,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		28,243,672千円
第1項 医 業 収 益		25,063,126千円
第2項 医 業 外 収 益		3,180,546千円
第3項 特 別 利 益		0千円
	支	出
第1款 病院事業費用		28,226,469千円
第1項 医 業 費 用		27,309,040千円
第2項 医 業 外 費 用		914,429千円

第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	3,000千円
収支残	17,203千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,831,868千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,830,120千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,748千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,245,659千円
第1項 企業債	3,697,300千円
第2項 一般会計負担金	1,548,359千円
支 出	
第1款 資本的支出	7,077,527千円
第1項 建設改良費	4,230,000千円
第2項 開発費	7,151千円
第3項 企業債償還金	2,339,376千円
第4項 一般会計借入金償還金	500,000千円
第5項 予備費	1,000千円
収支残	-1,831,868千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電子カルテシステム整備事業	平成25年度から 平成30年度まで	千円 1,877,148
元県立富養園施設解体工事	平成25年度から 平成26年度まで	170,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 763,000	証書借入又は証券発行の方法による。	9.0以内(ただし、利率	起債の日から30年以上において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。
資産購入	1,905,200	発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額をうめるため	見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後	ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えることができる。
電子カルテシステム整備事業	1,029,100	必要な金額を加算した額を限度額とすることができる	見直しを	その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	3,697,300	。	は、当該見直し後の利率)	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,463,398千円

(2) 交際費 600千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、548,034千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,339,294千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	放射線治療装置	2式
	核医学診断装置	1
	腔内照射治療装置	1
	生化学自動分析装置	1
	核磁気共鳴断層撮影装置	1
	電子カルテシステム	1

平成25年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣